

○九州地方整備局告示第149号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年12月11日

九州地方整備局長 鈴木 弘之

第1 起業者の名称 福岡県

第2 事業の種類 一般国道322号改築工事（香春・香春大任・田川バイパス・福岡県田川郡香春町大字採銅所字上山辺地内から同町大字採銅所字堤ノ原地内まで及び同町大字柿下字池尾地内から同郡大任町大字今任原字梶ヶ浦地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 福岡県田川郡香春町大字採銅所字上山辺、字山辺、字アイブチ、字ミノウ、字藪ノ下、字大藪ノ下、字ウラハタ、字笥ノ本、字谷畑、字墓ノ元、字コハル、字丸尾、字シヤノロ、字東山、字笹尾、字堤ノ原、字ドベンロ及び字中塚、大字柿下字池尾並びに大字中津原字池尾、字芝ノ中及び字堂手地内

福岡県田川郡大任町大字今任原字長迫及び字梶ヶ浦地内

2 使用の部分 福岡県田川郡香春町大字採銅所字丸尾、字シヤノロ、字柿長坂、字山田、字小屋ヶ谷、字東山及び字笹尾並びに大字中津原字芝ノ中地内

福岡県田川郡大任町大字今任原字長迫地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県田川郡香春町大字採銅所地内から同県田川市猪国地内までの延長19,380mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道322号改築工事（香春・香春大任・田川バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である福岡県は、既に本件事業を開始していること、一般国道322号（以下「本路線」という。）は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭

和 33 年政令第 164 号) による指定を受けておらず、また、本件区間が福岡県内に存することから、道路法第 13 条第 1 項の規定により福岡県が道路管理者となることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、福岡県北九州市を起点とし、田川市を經由して、同県久留米市を終点とする延長 116.7 km の幹線道路である。

本路線は、福岡県内の主要都市である北九州市と久留米市を結ぶ道路であり、また、災害対策基本法(昭和 36 年法第 223 号)に基づき、福岡県が策定した「福岡県地域防災計画」において緊急輸送道路ネットワークの一部として位置付けられている。

このうち、本件区間に対応する本路線(以下「現道」という。)は、自動車交通量が多いにもかかわらず、2 車線道路であり、地域内交通と通過交通が輻輳することによる慢性的な交通混雑が発生するなど幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成 22 年度の道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、田川郡香春町採銅所地点で 17,715 台/日であり、混雑度は 1.32 となっている。また、平成 24 年度の福岡県交通渋滞対策協議会において、現道の清瀬橋交差点が地域の主要渋滞箇所として選定されている。

さらに、道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間があるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通などを分担することから、現道の交通混雑が解消され、また、道路構造令の規格を満足する道路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が環境影響評価法に準じて、任意で大気質、騒音、振動について環境影響への調査を実施しており、その結果によると環境基準等を満足するとされている。また、工事期間中の大気質(粉じん)は、改変後の裸地等への散水や、資機材運搬車両のタイヤ洗浄を行い、騒音は、低騒音型の建設機械を利用する等の対策をすることとしている。なお、沿

線の学校における騒音については、一部区間で学校環境衛生基準を超過することから、関係機関と調整のうえ、遮音壁の設置、校舎の窓の閉め切り等の環境保全措置を講ずることとしている。

また、上記環境影響調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているオンガスジシマドジョウ及びシルビアシジミ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヤマトシマドジョウ、ミナミメダカ、クルマヒラマキガイ、キイロコガシラミズムシ、カスミサンショウウオ及びサシバその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているキエビネ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ、ミズマツバ及びマヤランその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息環境が残されていることなどから影響がない又は小さいと予測された種以外については、保全措置により、影響が回避・軽減されるものと予測されている。

主な保全措置としては、マヤラン及びミゾコウジュについては、確認地点近傍の県有地内の生育適地に移植を行うこととし、定期的に事後観察を行うこととしている。また、キイロコガシラミズムシ等の水域生息種については、工事期間中に発生する濁水対策を行い、さらに、サシバについては、渡来状況についてモニタリングを行い、繁殖が確認された場合は、近隣における工事の時期を配慮することとしている。加えて、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が15箇所存在するが、福岡県教育委員会と協議を行い、既に記録保存を含む適切な措置を講じている。なお、今後、工事の実施により遺構等が確認された場合は、起業者は福岡県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑を解消し、線形等の良好な道路を整備することを目的として、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく4車線及び2車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請のあった東側バイパス案（以下「申請案」という。）と、現道拡幅案、西側バイパス案の3案に

ついて検討が行われている。申請案と他の2案と比較すると、取得必要面積は最も多いものの、宅地面積及び支障物件が最も少ないこと、構造物の延長は中位であるものの、その他の工事は一般的な土工事であり、工事の難易度は低く、また、工事期間中の現道の交通規制も生じないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その解消を図る必要があること、幅員狭小及び線形不良区間等が存在するなどから、できるだけ早期に本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、大任町長を会長とする田川地域国道整備促進期成会から本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県田川郡香春町役場及び田川郡大任町役場